

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六 アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ